**企画書に関する評価項目**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価の着目点 | 評価点 |
| （共通）(35点) |  | 判断基準 |
| 企業の経験及び能力　(14点) | 資格要件（共同企業体の代表構成員及び構成員） | ・下記項目に該当しない場合は特定しない沖縄県土木建築部における令和７・８年度入札参加資格者名簿（コンサルタント等）における業種区分「建設関係コンサル」、登録業種「建築一般」又は「調査」に登録されているか | － |
| 業務実績（共同企業体の代表構成員） | ・過去10年以内に同種又は類似業務の実績があるか。①同種業務とは、屋外広告物条例に係る「新たな技術開発による屋外広告物」、「屋外広告物の安全管理」に関するあり方検討及びガイドライン策定等の業務をいう。（沖縄県以外の国・地方公共団体発注業務も可）②類似業務とは、屋外広告物条例に係る「屋外広告物の実態調査」、「屋外広告物条例に係る取扱基準、ガイドライン策定」又は「屋外広告物の技術提案等に関する業務をいう。（沖縄県以外の国・地方公共団体発注業務も可）③上記に該当しない。【評価方法】件数は３件以内とし、１件につき同種業務３点、類似業務を１点とし、９点を限度とする | ０～９点 |
| 管理技術力（共同企業体の代表構成員） | ・当該管内に配置予定技術者が常駐しているか。①沖縄県内に管理技術者及び担当技術者が常駐している。　　②沖縄県内に管理技術者が常駐している。　　③上記に該当しない。 | ①５②３③０ |
| 業務執行体制に係る項目(21点) | 管理技術者の業務実績（共同企業体の代表k構成員） | ・過去10年以内に同種又は類似業務の実績があるか。①同種業務とは、屋外広告物条例に係る「新たな技術開発による屋外広告物」、「屋外広告物の安全管理」に関するあり方検討及びガイドライン策定等の業務をいう。（沖縄県以外の国・地方公共団体発注業務も可）②類似業務とは、屋外広告物条例に係る「屋外広告物の実態調査」、「屋外広告物条例に係る取扱基準、ガイドライン策定」に関する業務をいう。（沖縄県以外の国・地方公共団体発注業務も可）③上記に該当しない。【評価方法】件数は３件以内とし、１件につき同種業務４点、類似業務を１点とし、12点を限度とする。 | ０～12点 |
| 担当技術者の業務実績 | ・過去10年以内に同種又は類似業務の実績があるか。①同種業務とは、屋外広告物条例に係る「新たな技術開発による屋外広告物」、「屋外広告物の安全管理」に関するあり方検討及びガイドライン策定等の業務をいう。（沖縄県以外の国・地方公共団体発注業務も可）②類似業務とは、屋外広告物条例に係る「屋外広告物の実態調査」、「屋外広告物条例に係る取扱基準、ガイドライン策定」又は「屋外広告物の技術提案等に関する業務をいう。（沖縄県以外の国・地方公共団体発注業務も可）③上記に該当しない。【評価方法】件数は３件以内とし、１件につき同種業務３点、類似業務を２点とし、９点を限度とする。 | ０～９点 |
| 評価項目 | 評価の着目点 | 評価点 |
| (企画提案)（65点） |  | 判断基準 |
| ■実施方針・フロー等、その他について（１７点) |
| 業務理解度 | ・目的、条件の課題、条件、内容の理解度が高いか。【評価方法】業務理解度について０～６点で採点 | ０～６点 |
| 実施手順、実施体制 | ・運営の実施手順及び実施体制が、妥当性の高い内容になっているか。【評価方法】実施手順及び実施体制の妥当性について０～６点で採点 | ０～６点 |
| その他 | ・業務理解度、実施手順及び実施体制の他、評価すべき事項が記載されているか。 | ０～５点 |
| ■特定テーマについて（２４点×２テーマ＝４８点）テーマア，イそれぞれのテーマに対し、A４版２枚以内で企画提案がされていること。ア　新たな技術開発による屋外広告物について（A４版２枚以内）新たな技術開発による屋外広告物に関する現状と課題を把握し、課題の分析やその課題解決に向け、他県の先進事例を含めた効果的な提案及び提案に関する工夫。イ　安全管理について（A４版２枚以内）県内の屋外広告物の現状と課題を把握し、課題の分析やその課題解決（屋外広告物管理者等の管理意識向上等）に向けた効果的な提案及び提案に関する工夫。 |
| ア | 的確性 | ・事業目的との整合性はあるか。 | ０～９点 |
| 実現性 | ・提案内容に説得力はあるか。・提案内容によって想定される事業が適切か。 | ０～９点 |
| 独創性 | ・提案内容に独創性があるか。 | ０～６点 |
| イ | 的確性 | ・事業目的との整合性はあるか。 | ０～９点 |
| 実現性 | ・提案内容に説得力はあるか。・提案内容によって想定される事業が適切か。 | ０～９点 |
| 独創性 | ・提案内容に独創性があるか。 | ０～６点 |

(１)企画書に関するプレゼンテーション

日時：令和７年７月23日（水）（予定）

※令和７年７月15日（火）までに日程及び場所を決定し、企画提案者に連絡する予定である。

企画提案者は、企画書により説明及び質疑応答を行う。説明時間は15分程度、質疑応答を10分程度とする。

(２)非特定者又は参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合（苦情申立て）

非特定者又は参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対してその理由について書面をもって以下のとおり説明を求めることができる。

①提出期限：非特定の通知を行った日の翌日から起算して５日以内（休日を除く。）とする。

②提出時間：休日を除く午前９時から午後５時まで

③提出場所：沖縄県都市計画・モノレール課景観形成班

（那覇市泉崎1-2-2県庁舎11階）

④提出方法：書面（様式自由）を持参することにより提出する。郵送又は電送（メールやファクシミリ）によるものは受け付けない。

⑤回　　答：説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対して、契約担当者から書面をもって回答する。